

公士郎版.第 12 号

おしとい通信

ゆうメール



新年あけましておめでと う御座います!!今年も宜しく お願いします!!

子供の頃、誕生日が1月1日 の為、家族からすっかり誕生 日を忘れられていた、林 公 士郎(こうじろう)です。

さて、1月といえば、新年会の季節です。 つい、飲み過ぎて、2日酔いで仕事に支障をきた さない様に、気を付けてくださいねぇ~(笑)。



の実家に今年も帰省してきました!

前日から筑波大学に通う甥が宿追していたので、 初めて4人での帰省になりました(笑)。朝のデーター通信で交通情報を確認、「おぁ~中央道混んでないじゃん、(関越道と言う選択もあります)」

と、言う事で、いざぁ〜出発!!ところが圏央道に入って少し走ると八王子JC前のトンネルで事故があり、いきなり渋滞、更に八王子JCでも事故で大

渋滞、更に三重に着くまでに6件の事故 という初めて経験を しました。



約 100Km に1 ・ 換算です!! (笑)

1月1日は、毎年恒例の太平洋から上がる初日の 出(写真 1)を拝み、夜は、義兄夫婦が、今年もケーキ(写真 2)を買って来て、細やかに誕生会の開催

をして頂きました(感謝)。



1月2日は、三重から自宅へ、 またしても、川越の隣の鶴ヶ島 で1件事故、往復で合計7台、 でも、よくよく思えば、ラッキ ーセプン、今年も何とラッキー な年初めとなりました!! サム・ライズとメイキットの仕事初めは、毎年、 こんな感じで、始まります!!

1月5日、今年の事業計画を発表し、次に各個人の仕事&プライベートの目標を、10分で発表、それが終わると、川越大師・喜多院にて、護摩焚きをしてもらいます!!



写真3は護摩焚き後の集合写真です。 どことなく、皆さん、すっきりしてます!!(笑)

それが終わると、帰社、郵便物に目を通し、その 後は、新年会です(笑) 5年前に全社員で、お店の ピールを全て飲んで飲んでしまい、その反省もあっ て、大量の飲酒は避けてますが・・・

それでも、今年も飲みました!!w(笑)。

2 時間程飲んでいると、ハピバースデイの歌が聞こえ、(あぁ〜店のお客さんの誰かのお誕生日だぁ〜) と思いきやぁ〜ケーキが、私の前に届き、驚きました!!

何と…私に対するサプライズでした!! 何年、振りに驚きました!! (写真 4) 皆さん有難う御座います!!、感謝でございます!! 今年も、良い年になる事間違いなしです(笑)



発行元: 税理士法人サム・ライズ

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町 11-1 川越シティビル 7F TEL: 049-249-0222 FAX: 049-249-0220

e-mail: avum havashi@some-rize.net Ul

URL: http://www.some_rize.ip

発行編集責任者: 林亜由美

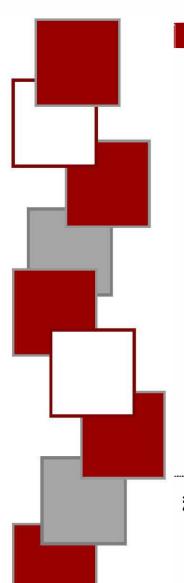
January 2017

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

事務所通信

あけましておめでとうございます。 新しい年の幕開けです。気持ちも新たに1年間がんばりたいと思います。 本年も宜しくお願いいたします。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽にお問い合わせください。



2017年1月号

- ■セルフメディケーション 税制の開始
 - ■1月から始まる雇用保険の 適用拡大と各給付金制度
 - ■中小企業の賃上げ実施状況
 - ■企業のICT投資の現状
 - ■編集後記

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

> 埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F TEL: 049-249-0222/FAX: 049-249-0220

税務情報 2017年1月号

Zeimu

セルフメディケーション税制の開始



今月も を超える を超える ストアで ストアで まい **両間税理士**

ラーん





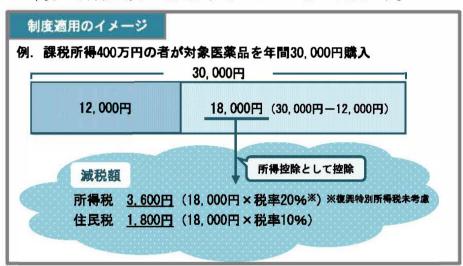


MyKomon

平成28年度税制改正では、健診受診率の向上や薬局等からの 医薬品購入による医療費の抑制を目的とした、「セルフメ ディケーションに係る医療費控除の特例」が創設されました。

1 制度の概要

セルフメディケーションに係る医療費控除の特例(以下、 当該制度)とは、厚生労働省が主体となって要望していた税 制で、自助努力による健康の維持や疾病予防への取組を促進 するために、一定の健診を行っている個人が、平成29年1月1 日から33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一に する配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入を行った場合、その購入金額(暦年の合計額)のうち 12,000円を超える部分の金額(上限88,000円)について、そ の年分の所得金額から控除することができる制度です。



一一定の健診

「一定の健診」とは、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定められた、次に掲げるものをいいます(平成28年厚生労働省告示第181号)。

- (1) 健康診査 (医療保険各法等に基づくもの)
- ② <u>定期予防接種</u> (予防接種法第5条第1項に基づくもの) 又は当該定期 予防接種を除いた<u>インフルエンザの予防接種</u>
- ③ <u>健康診断</u>(労働安全衛生法第66条第1項に基づくもの及び結果書面提出等も 含む)
- ④ 特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づくもの及び 結果書面提出等も含む)又は特定保健指導(同法第24条に基づくもの)
- ⑤ がん検診(健康増進法第19条の2に基づくもの)

税務情報 2017年1月号

■ 一定のスイッチOTC医薬品

スイッチOTC医薬品とは、医師によって処方される医療用医薬品から転用された一般用 医薬品等のうち、定められた有効成分が含まれているものをいいます。この定められた有効成分数は、28年3月31日時点で82あります (厚生労働省告示178)。

ただしスイッチOTC医薬品であれば、すべて当該制度の対象となるわけではありません。対象となる「一定のスイッチOTC医薬品」は、厚生労働省のホームページ等で公表されており、たとえば28年10月17日時点では1,525品目が公表されています。このうちいくつか抽出したものは、下表のとおりです。対象品目は、今後も必要に応じて追加・修正・削除等の更新がされていく予定です。

■ 必要な書類

当該制度を適用するには、次の事項を記載した証明書類(レシート等)が必要です。

- ① 商品名
- 2 金額
- ③ 当該商品が当該制度対象商品である旨
- ④ 販売店名
- ⑤ 購入日

証明書類がキャッシュレジスター発行のレシートである場合、上記③について次のいずれかで表記することが求められています。

- ア. 商品名の前にマーク (例「★」) を付すとと もに、当該マークが付いている商品が当該制度 対象商品である旨をレシートに記載 (例「★印 はセルフメディケーション税制対象商品」)
- イ. 対象商品のみの合計額を分けて記載

■□既存の医療費控除との選択

当該制度を適用した場合には、従来の医療 費控除は適用できません。いずれも適用可能 な場合には、<u>いずれか一方のみの選択適用</u>と なりますので、ご注意ください。

〇セルフメディケーションに係る医療費控除の特例 対象医薬品(平成28年10月17日時点・一部抽出)

販売名	製造販売業者名	成分名
アリナミンEXゴールド	武田薬品工業株式会社	メコパラミン
アルガード クイックチュアブル	ロート製薬株式会社	メキタジン
アンメルシン1%ヨコヨコ	小林製薬株式会社	インドメタシン
イブクイック頭痛薬	エスエス製薬株式会社	イブプロフェン
ウナコーワエースG	興和株式会社	プレドニゾロン吉草 酸エステル
エアーサロンパスDX	久光製薬株式会社	フェルビナク
ガスター10	第一三共ヘルスケア株式会社	ファモチジン
大正胃腸薬S	大正製薬株式会社	ソファルコン
ニコレット	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	ニコチン
バファリンEX	ライオン株式会社	ロキソプロフェン
ラミシールATクリーム	グラクソ・スミスクライン・コンシュ ー マー・ヘルスケア・ジャパン株式会社	テルピナフィン



労務情報 2017年1月号

Roumu

1月から始まる雇用保険の適用拡大と各給付金制度

平成29年1月より、65歳以上の人についても適用要件を満たせば雇用保険の加入対象となる法改正が施行されます。そこで、この適用拡大に伴う手続きと被保険者に支給される給付金の内容を確認しておきましょう。

➡ 新たに被保険者となる人と手続き

これまで65歳以上で新たに入社した場合には、雇用保険の被保険者にはなりませんでしたが、29年1月からは1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上の雇用見込がある場合、雇用保険の被保険者となります。この適用拡大は、28年12月末時点で入社時に既に65歳以上であったために、雇用保険の被保険者とならなかった人にも適用されることになっており、該当者は29年3月31日までに資格取得手続きを行う必要があります。

■ 雇用保険料の取扱い

現在、雇用保険料は会社だけでなく、被保 険者も負担していますが、毎年4月1日時点で 64歳になっている人については、それ以降の 保険料が免除されています。この免除制度は 31年度まで継続することになっており、今回 新たに被保険者となる65歳以上の人も、31年 度までは免除の対象となります。

■ 65歳以上も対象となる各給付金

今回の適用拡大により、65歳以上の人も雇用保険の被保険者となるため、要件を満たすことで退職したときの給付金、育児休業給付

金、介護休業給付金、教育訓練給付金が支給されます。

このうち、退職したときには基本手当が支給されますが、65歳以上の被保険者が退職した場合には、基本手当ではなく一時金である高年齢者求職者給付金が支給されます。その額は基本手当日額に基づいて決定され、下表のように被保険者であった期間に応じて変わります。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
給付金の額	30日分	50日分

この受給要件は、次の3つとなっています。

- ①離職していること
- ②積極的に就職する意思があり、いつでも 就職できるが仕事が見つからない状態に あること
- ③離職前1年間(※)に雇用保険に加入していた期間が通算して6ヶ月以上あること ※病気やけが等により働けない期間があった場合は、その期間を加えることが可能

なお、育児休業給付金、介護休業給付金、 教育訓練給付金については、通常の被保険者 と同様の給付を受けることができます。

今回の雇用保険の適用拡大により、従業員から各給付金について問い合わせが増える可能性があります。そのため、適用拡大と併せてどのような給付金が受けることができるのか、内容を把握しておきたいものです。



Keiei

中小企業の賃上げ実施状況

平成28年は企業の人材不足が大きな問題となりました。人材の採用や引き留めのために、給与の引上げ等を実施する企業が増加したというデータもあります。年が明け、新年度が近づくこの時期に、来年度の賃上げ検討材料として、28年の中小企業の賃上げ等の実施状況をご紹介します。

■ 6割超が賃上げを実施

経済産業省の調査結果(※)によると、28年に常用労働者の1人当たり平均賃金について、引上げる/引上げた(以下、引上げた)企業の割合は、63.9%に達しました。27年が61.4%ですから、2.5ポイントの増加です。

引上げた企業における引上げ方法では、月 例給与(以下、月給)の引上げ割合が96.3% で最も高くなりました。また、賞与・一時金 の増額実施割合は48.9%、初任給の引上げ実 施割合は16.6%となっています。なお、調査 対象全体に占める月給の引上げ割合は61.6% となりました。その他、調査対象全体に占め るベースアップ実施(実施する/した)割合 は10.2%となりました。

■ 引上げ額の平均は5,946円に

次に月給とベースアップの引上げ額をまとめると、下表のとおりです。

月給の引上げは、全体で6,000円以上の割合が最も高くなっています。従業員規模別では、1~20人規模と21~100人規模では6,000円以上が、100人超では3,000~4,000円未満の割合が最も高くなりました。なお、全体の平均額は5,946円でした。

ベースアップでは、全体で1,000~2,000円 未満の割合が最も高くなりました。従業員規 模別では、1~20人規模が6,000円以上、21~ 100人規模と100人超では1,000~2,000円未満 の割合が最も高くなりました。全体の平均額 は2,867円です。

月給の引上げ、ペー	・スアップを実施した企業の引上げ	額(%)
-----------	------------------	------

	万元の当上が、ハースノックを未帰した正来の引上が最(70)							
		月給の	引上げ		A)	ベース	、アップ	
	全体	1~20人	21~100人	100人超	全体	1~20人	21~100人	100人超
	(3,932)	(918)	(1,562)	(1,423)	(682)	(81)	(217)	(333)
6,000円以上	28.8	39.6	30.7	19.1	10.0	27.3	10.1	3.0
5,000~6,000円未満	15.4	20.3	13.5	14.3	9.7	22.2	12.9	4.5
4,000~5,000円未満	12.6	7.3	12.2	16.7	4.8	4.9	7.4	3.0
3,000~4,000円未満	17.6	13.9	17.0	20.4	14.1	17.3	18.4	10.8
2,000~3,000円未満	14.0	11.7	14.3	15.1	16.7	14.8	18.4	17.4
1,000~2,000円未満	9.2	5.1	10.3	10.8	27.3	12.3	20.8	34.9
0~1,000円未満	2.4	2.1	2.0	3.0	17.4	1.2	12.0	26.4

経済産業省「平成28年中小企業の雇用状況に関する調査集計結果の概要」より作成

人材確保のための無理な賃上げは、経営に悪影響を与えます。実施はもちろん、引上げ額は十分検討して決める必要があります。賃上げが十分に実施できない場合などは、賃金以外の部分で従業員の満足度を高める施策も検討すべきでしょう。

(※) 経済産業省「平成28年中小企業の雇用状況に関する調査集計結果の概要」

平成28年6月に中小企業・小規模事業者3万社に対して実施した調査で、8月1日までに提出のあった7,024社の状況について、9月に発表されたものです。詳細は次のURLのページから確認できます。なお表中の()内の数字は回答数になります。http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160901006/20160901006.html



I

企業のICT投資の現状

上来の「大村不足問題への対応策として、既存の従業員の生産性向上があります。 生産性向上の方法のひとつにICT化による業務の効率化がありますが、ICTに対する投資はどの程度行われているのでしょうか。ここでは総務省の情報通信白書のデータ(※)から、企業のICT投

資の現状をみていきます。

■ ICT投資は投資全体の10%未満

上記白書から、従業員規模別に企業の投資に占めるICT投資の割合をみると、表1のとおりです。全体では10%未満の割合が40%近くを占めました。従業員規模別でも、10%未満の割合が最も高くなっています。なお、ICT投資比率は全体で9.2%となりました。

一方、現在ICT投資をしておらず、今後 も投資する計画はない割合が、100~300人 未満で30%を超えました。

【表1】従業員規模別にみた企業の投資に占めるICT投資の割合(%)

	全体 (342)	100~300人 未満(112)_		1000人以上 (151)
~10%未満	38.9	38.4	41.8	37.7
10%~20%未満	18.4	15.2	21.5	19.2
20%~30%未満	7.6	4.5	5.1	11.3
30%以上	6,1	4.5	3.8	8.6
現在ICTに投資しておらず、 今後も投資する計画はない	24.0	31.3	22.8	19.2
現在ICTに投資していないが、今後投資する計画がある	5.0	6.3	5.1	4.0
ICT投資比率 (回答者平均值)	9.2%	7.1%	8.3%	11.2%

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

■ ICT投資比率は6~9%の業種が多い

業種別の投資に占めるICT投資の割合は、表2のとおり10%未満の割合が最も高くなっています。特に、製造業やエネルギー・インフラ業では、その割合が40%を超えています。

ICT投資比率は情報通信業が15%を 超えましたが、他の業種は6~9%台と なりました。

その他、今後も投資する計画はない 割合が30%を超える業種もあります。 【表2】業種別にみた企業の投資に占めるICT投資割合(%)

	製造業 (51)	エネルギー・ インフラ業 (71)	商業·流通 業 (70)	情報通信業 (70)	サービス業 (54)
~10%末満	43.1	43.7	37.1	30.0	38.9
10%~20%未満	23.5	19.7	18.6	18.6	11.1
20%~30%未満	2.0	7.0	7.1	17.1	3.7
30%以上	2.0	5.6	0.0	15.7	7.4
現在ICTに投資しておらず、 今後も投資する計画はない	21.6	19.7	31.4	15.7	33.3
現在ICTに投資していないが、今後投資する計画がある	7.8	4.2	5.7	2.9	5.6
ICT投資比率 (回答者平均值)	7.1%	9.1%	6.4%	15.4%	7.4%

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

業種や規模などによってICT投資の種類や金額は異なりますが、あらかじめ求める効果を明らかにするのはもちろん、最大の効果が出せるように、投資後の状況も管理していくことが大切です。

(※) 総務省「平成28年版情報通信白書」

28年8月に公開された白書です。ここで紹介したデータは、白書10~12ページ掲載の企業向けアンケート調査によるものです。ここでのICT投資には、ハードウェア・ソフトウェア・ICTサービス・その他が含まれます。詳細は次のURLのページから確認できます。なお、表中の()内の数字は回答数になります。http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28, html



4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

			2017年2月
()!	1.	固定資産税の納付(第4期分)	お仕事備忘録
0	2.	確定申告(書面)の受付開始	
	3.	国民年金保険料の「2年前納」の手続き	
	4.	労働保険料等の口座振替納付の申込	
0	5.	4月昇給の場合の資料収集等の準備	
0	6.	新入社員の受入準備	
	7.	火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施	
-			

1. 固定資産税の納付(第4期分)

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

2. 確定申告(書面)の受付開始

平成28年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は3月15日までです。所得税を現金かクレジットカードで納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし振替納付の場合の振替日は4月20日です。こちらは引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金かクレジットカードで納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月25日です。

3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

平成26年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きいのが特徴です。申込期限は、毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。来年度(第1期)より口座振替とするには、2月 25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

5. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、業績資料から原資の検討、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を開始しましょう。

6. 新入社員の受入準備

4月に新入社員を受入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給貸与品の手配、研修の 企画等、受入準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。

7. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備等(消火器、非常口、非常階段、避難経路等)の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法(連絡方法、避難対策等)について周知しておきましょう。





2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金 の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底し ましょう。



2017.2

日	曜日	六曜	項目
1	水	大安	
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	±	友引	立春
5	B	先負	
6	月	仏滅	
7	火	大安	
8	水	赤口	
9	木	先勝	
10	1	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・ 슅民税特別徴収分の納付(1月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	±	先負	建国記念の日
12	ļ	仏滅	
13	月	大安	
14	火	赤口	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第3期分淡口座振替を利用する場合)
15	水	先勝	
16	木	友引	●確定申告(書面)の受付開始(~3月15日)
17	金	先負	
18	±	仏滅	雨水
19	B	大安	
20	月	赤口	
21	火	先勝	
22	水	友引	
23	木	先負	
24	金	仏滅	
25	±	大安	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払(1月分) ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで
		一种人	●回疋頁座祝第4期分の桝付 ※巾町村の染例で定める日まで



Staff 语集後記



あけましておめでとうございます!

2017年になりました。皆さんは年末年始 どのように過ごされましたでしょうか? 今年1年も変わらず宜しくお願い致します。 さて、1回目の編集後記のお題は 【今年何かをはじめよう!!】です。





横山



以前の希望はなかなか叶わないので、テニススクールに通いたいと思ってます。 若かりし日を忘れ、年相応のプレーを身に付けて、今年は試合に是非勝ちたいです。

石田



今年、3ガの本格的プログラムを取り入れます!昨年から趣味として始めた3ガは、体力的にキツイプログラムを避けてきました。満足はしていますが、自分で限界を決め付けているので、勇気を出してもっと上の3ガを極めます!まずはパワー3ガを♪

小笠原



始めたいことがたくさんある私ですが・・・体がとても硬いので今年の目標はバレリーナ?のようにペタッーと開脚し、上半身が付くように、今流行いの本を購入し、ストレッチを始めました!絶対に柔らかくなるぞ!

外尾



今年も、今年こそなんですがダイエットをしたいと思います。 今まで食事制限で体重を落とすとリバウンドしてしまうので、 このところ行ってなかった市営 のトレーニングルームへ通って 脂肪を燃焼したいと思います。

黒田



|今年からサム・ライスでマラソン部が発足しました。 12月の小川和紙マラソンへの参加を目標に、練習をすることになっています。 ハーフマラソンではありますが、 完走を目指して日々練習をしていきたいと思います。

鈴木



今年始めたいのは「速読」です。 読んでみたい本はたくさんあるので速読をマスターしたらたくさん読めるのではと安易に考えています。 ただ、速読をマスターする時間と労力を読書に費やせばいい

野口



今年、始めたい事は「ポーセラーツ」です♪ 友人が以前から教室を開いて興味があいましたのでチャレンジしたいと思っています。 真っ白な磁器(カップやお皿やアクセサリー)をキャンパスにして絵を描いて焼成する、 起実用的なハンドクラフトです♪

相蘓



簿記3級とマラソンにチャレンジします。 この1年は本当に仕事の幅が格段に広がって、会計のことが少しずつ分かってきました。 今度は勉強を通して、より深く理解したいですね。 マラソンも完走目指してため頑張ります。

中元



スバリ!「運動」です。 毎日の腹筋と週3のラジオ体操・週2のジム通いを目標に掲げ、スタートしています。 脚の病気発覚と子育てで遠のいていましたが、運動が大好きな私。 ストレス発散と、 体重の減少に期待!!

瀬川



いつも課題となっている運動不足の解消と整理整頓…形から入ろうとして結局挫折しています。 まずは簡単なストレッチと物の指定位置を決める、から気持ちだけで終わらないように、 毎日少しずつ習慣化するようにスタートしたいと思います。

【お知らせ】



所内研修のため、終日留守番電話させて 頂きます。



